**別紙１　通勤手当　計算例（回数券等廃止及びポイントサービス開始）**

**１　再任用短時間勤務職員の****平均１ヶ月当たりの通勤所要回数分（16回の場合）の価額**

**（交代制勤務職員等で平均1ヶ月当たりの通勤所要回数の少ないもの）**

支払額

片道運賃 × ２　× 　×　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数

支払額＋ポイントサービス額

※「6ヶ月定期の額／6」や「他のプリペイドカード」、「連絡定期等の額／6」等と比較して最も経済的

かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法によること。

（１）神戸市バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　6/30まで：市バスカード（2,000円で2,200円分利用可）※6/30で販売終了

　　　　 210円×2×2,000円／2,200円×16回＝6,109.09→ 6,109円 (円未満切捨)

【変更後】 7/1から：ポイントサービス

ICOCAなど対象のICカードのチャージを利用して市バスに乗車すると、1ヶ月の

利用金額（1日～月末）に応じて、翌月15日にポイントが貯まる。

1ヶ月の利用額が2,100円未満の場合 利用額の5%

1ヶ月の利用額が2,100円以上の場合 利用額の10%

210円×2×6,720円／(6,720円＋672円)×16回＝6,109.09 → 6,109円 (円未満切捨)

210×2×16

7,392

6,720×10％

　●従前金額 ＝ 変更後金額 →　届出不要

（この場合、認定済の通勤届を職権で再認定して下さい。）

　　　　※ ただし、ア（認定済通勤届）の本人届出がバスカードの場合は届出必要。

（２）山陽バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　6/30まで：バスカード（4,000円で4,600円分利用可）※6/30で販売終了

　　　　 210円×2×4,000円／4,600円×16回＝5,843.47 → 5,843円 (円未満切捨)

【変更後】 7/1から：ポイントサービス

※ポイントサービスの内容は神戸市バスと同じ

210円×2×6,720円／(6,720円＋672円)×16回＝6,109.09 → 6,109円 (円未満切捨)

6,720×10％

7,392

210×2×16

　●従前金額 ≠ 変更後金額 →　届出必要

　　　　※ ただし、「6ヶ月定期の額／6」や「連絡定期等の額／6」等の方が低廉な場合は届出不要。

（３）ＪＲ西日本（ICOCAエリア内）

《例》 片道運賃：220円、1ヶ月定期：6,600円、3ヶ月定期：18,800円、6ヶ月定期：31,680円

【従前】　9/30まで：回数券（10回分で11回分利用可）※9/30で販売終了

　　　　 220円×2×10／11×16回＝ 6,400円 ＞ 5,280円（6ヶ月定期31,680円÷6）

6ヶ月定期の額で認定

【変更後】 10/1から：ポイントサービス

ICOCA エリアで１ヶ月間（１日～末日）に同一運賃区間の利用が11 回以上あった

場合に11 回目以降の利用１回ごとにICOCA ポイントが貯まる。

1ヶ月の利用回数：10回まで･･･ポイントなし　 11回以降･･･利用額の15%

（ア）支払額（16日分）　　　　（イ）ポイントサービス額22回（11日分：16-5日）

220円×2×16日＝7,040円　 　220円×2×11日×15％＝726円

220円×2×7,040円/(7,040円＋726円)×16日

　7,766

＝ 6,381.86 → 6,381円 (円未満切捨) ＞ 5,280円（6ヶ月定期31,680円÷6）2

6ヶ月定期の額で認定

　● 従前金額＝ 変更後金額（従前及び変更後とも6ヶ月定期の額で認定） →　届出不要

　　　　※ただし、「6ヶ月定期の額／6」よりもポイントサービスの方が低廉な場合で、認定額に変更が

生じる場合は届出必要。

**２　支給単位期間の特例により1ヶ月未満の期間を日割により支給する場合**

「通勤手当の支給要領」の３の２(6)「支給 単位期間の特例の場合の取扱い」により、１ヶ月定期券の額と通勤回数21回分(※)のポイントサービスを含んだ価額による日割額を比較し低廉なものを支給する。

通勤回数21回分(※)のポイントサービス額

要勤務日数（21日(※)を上限）

21(※)

日割による支給額 ＝ を含んだ額 　　　　 　　　 　 　 ×

　　　　　　　　　　 　　　　　 ＊上記額が55,000円を超えるときは、

59,000円を限度額に算出される額

（※）交替制勤務者等の場合は平均1ヶ月当たりの通勤所要回数

**（5月26日転居・5月27日～新たに通勤認定済の場合）**

（１）神戸市バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　既認定額（定期＋市バスカード）**35,487円**＜ 6ヶ月定期(47,630円)

　25,140＋8,820＋1,527

5/27～8/26　3ヶ月定期　25,140円

8/27～9/26　1ヶ月定期　 8,820円

9/27～9/30　4日分　市バスカード（2,000円で2,200円分利用可）

210円×2×2,000円／2,200円×21回×4回／21回＝1,527.27 → 1,527円 (円未満切捨)

【変更後】　新たな認定額（定期＋ポイントサービス）**35,487円**＜ 6ヶ月定期(47,630円)

　25,140＋8,820＋1,527

5/27～8/26　3ヶ月定期　25,140円

8/27～9/26　1ヶ月定期　 8,820円

9/27～9/30　4日分　ポイントサービス

（1ヶ月の利用額が2,100円以上の場合 利用額の10%）

210円×2×8,820円／9,702円×21回×4回／21回＝1,527.27 → 1,527

　8,820＋8,820×10％

210×2×21

円 (円未満切捨)

●従前金額 ＝ 変更後金額 →　届出不要

（２）山陽バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　既認定額（定期＋市バスカード）**35,420円**＜ 6ヶ月定期(47,630円)

　25,140＋8,820＋1,460

5/27～8/26　3ヶ月定期　25,140円

8/27～9/26　1ヶ月定期　 8,820円

9/27～9/30　4日分　バスカード（4,000円で4,600円分利用可）

210円×2×4,000円／4,600円×21回×4回／21回＝1,460.86 → 1,460円 (円未満切捨)

【変更後】　新たな認定額（定期＋ポイントサービス）**35,487円**＜ 6ヶ月定期(47,630円)

　25,140＋8,820＋1,527

5/27～8/26　3ヶ月定期　25,140円

8/27～9/26　1ヶ月定期　 8,820円

9/27～9/30　4日分　ポイントサービス

（1ヶ月の利用額が2,100円以上の場合 利用額の10%）

210円×2×8,820円／9,702円×21回×4回／21回＝1,527.27 → 1,527円 (円未満切捨)

　8,820＋8,820×10％

210×2×21

●従前金額 ≠ 変更後金額 →　届出必要

**（12月26日転居・12月27日～新たに通勤認定の場合）**

（３）ＪＲ西日本（ICOCAエリア内）

《例》 片道運賃：220円、1ヶ月定期：6,600円、3ヶ月定期：18,800円、6ヶ月定期：31,680円

認定額（定期＋ポイントサービス）**20,379円**＜ 6ヶ月定期(31,680円)

　18,800＋1,579

ア 12/27～3/26　3ヶ月定期　18,800円

イ 3/27～3/31　4日分　ポイントサービス　＊3/27（日・週休日）

1ヶ月の利用回数10回まで･･･ポイントなし

　　 1ヶ月の利用額が11回以降･･･利用額の15%

通勤回数21回分のポイントサービス額を含んだ価額

＝220円×2×9,240円/(9,240円＋1,056円) ×21回×4回／21回＝1,579.48 → 1,579

10,296

　220円×2×(21日－5日)×15％

220×2×21

円 (円未満切捨)

**３　会計年度任用職員における通勤に要する費用の弁償として旅費を支給する場合**

（１）神戸市バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　6/30まで：市バスカード（2,000円で2,200円分利用可）※6/30で販売終了

　　　　 210円×2×2,000円／2,200円×16回＝6,109.09 → 6,109円 (円未満切捨)

【変更後】 7/1から：ポイントサービス

ICOCAなど対象のICカードのチャージを利用して市バスに乗車すると、1ヶ月の

利用金額（1日～月末）に応じて、翌月15日にポイントが貯まる。

1ヶ月の利用額が2,100円未満の場合 利用額の5%

1ヶ月の利用額が2,100円以上の場合 利用額の10%

※昼間（降車時間が9：30～16：00）の利用額については、

　1ヶ月の利用額が2,100円未満の場合　利用額の10%上乗せ（計15%）

　1ヶ月の利用額が2,100円以上の場合　利用額の20%上乗せ（計30%）

・昼間以外の時間に利用する場合

210円×2×6,720円／(6,720円＋672円)×16回＝6,109.09→ 6,109円 (円未満切捨)

210×2×16

6,720×10％

7,392

・昼間の時間にも利用する場合（例：16回のうち4回が昼間）

210円×2×6,720円／(6,720円＋672円+336円)×16回＝5,843.47→ 5,843円 (円未満

7,728

1,680×20％

6,720×10％

210×2×16

切捨)

（２）山陽バス

《例》 片道運賃：210円、1ヶ月定期：8,820円、3ヶ月定期：25,140円、6ヶ月定期：47,630円

【従前】　6/30まで：バスカード（4,000円で4,600円分利用可）※6/30で販売終了

　　　　 210円×2×4,000円／4,600円×16回＝5,843.47 → 5,843円 (円未満切捨)

【変更後】 7/1から：ポイントサービス

※ポイントサービスの内容は神戸市バスと同じ

・昼間以外の時間に利用する場合

210円×2×6,720円／(6,720円＋672円)×16回＝6,109.09 → 6,109円 (円未満切捨)

6,720×10％

7,392

210×2×16

（３）ＪＲ西日本（ICOCAエリア内）

《例》 片道運賃：220円、1ヶ月定期：6,600円、3ヶ月定期：18,800円、6ヶ月定期：31,680円

【従前】　9/30まで：回数券（10回分で11回分利用可）※9/30で販売終了

　　　　 220円×2×10／11×16回＝ 6,400円 ＜6,600円（1ヶ月定期）

【変更後】 10/1から：ポイントサービス

ICOCA エリアで１ヶ月間（１日～末日）に同一運賃区間の利用が11 回以上あった

場合に11 回目以降の利用１回ごとにICOCA ポイントが貯まる。

1ヶ月の利用回数：10回まで･･･ポイントなし　 11回以降･･･利用額の15%

（ア）支払額（16日分）　　　　（イ）ポイントサービス額22回（11日分：16-5日）

220円×2×16日＝7,040円　 　220円×2×11日×15％＝726円

220円×2×7,040円/(7,040円＋726円)×16日

　7,766

＝ 6,381.86 → 6,381円 (円未満切捨) ＜ 6,600円（1ヶ月定期）

**４　注意事項**

・複数校勤務する者については、兼務校と利用回数の共有を行い、還元ポイントの該当の有無やポイント率等を確認すること。

・バスの**降車時間**が9：30～16：00の間となる昼間の利用については、昼間ポイントが加算されるので注意すること。